

令和7年10月20日

教 育 長
消 防 長
市長部局の部長等 様
執行機関事務局の長
議 会 事 務 局 長

市 長

令和8年度予算編成方針について

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、国民の所得と経済全体の生産性を向上させるとした。そして、財政健全化の旗を下さず、2026年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指し、令和8年度予算については、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるとされたことから、経済再生と財政健全化を両立させる国の動向について注視していく必要がある。

一方、8月29日に総務省が示した「令和8年度の地方財政の課題」では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとした。

これは、地方の歳出水準について、活力ある持続可能な地域社会の実現等に向け、地方が行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や人件費の増加、物価上昇の動向等を適切に反映し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保していくという趣旨である。

こうしたことを勘案し、令和８年度の予算編成では、令和７年度と同様に配分予算のマイナスシーリングは設けず、令和７年度予算額を基準に配分額を設定することとした。

令和６年度決算からみる本市の財政状況は、歳入面では地方交付税を中心に予算を上回る収入額を確保でき、歳出面では予算の適正執行による支出の抑制に努めた結果、財源対策としていた財政調整基金からの繰入れを取り止めるなど、健全な状態を維持している。

中期財政収支見通しでは、今後、市税収入等の増加を見込んでいるが、物価高騰、社会保障関係費や人件費の上昇、資材値上がり等による事業コストの増大に加えて、ＤＸの推進に伴う運用コストの増嵩などにより、経常収支はより厳しさを増すことが想定され、政策的事業の財源となる経常収支差額を十分確保することは困難な状況である。

そのため、令和８年度予算編成においては、歳出枠配分方式を継続しつつ、限られた財源の中で、より効率的かつ効果的な事業展開が図れるよう、歳入の安定的な確保や不断の歳出の見直しに取り組むこととした。

令和８年度予算は、第６期恵庭市総合計画のスタートを切る予算となる。新たなまちづくりを計画的に進めていくため、財源確保について合理的な見通しを立てたうえで、事業の選択と集中に努めてもらいたい。

現下の、そして新たな行政課題を解決していくためには、職員一人ひとりが視野を広げて施策を考え、先例にとらわれない柔軟な発想と創意工夫が必要である。

本市を取り巻く環境や目指すまちづくりに意を配しながら、新しい恵庭の可能性を追求し、まちの発展と持続可能な財政運営の両方を実現させるため、職員が一丸となって予算を創り上げるよう力を注いでいただきたい。

1 総括的事項

- (1) 令和 8 年度予算編成は、
 - ・歳出枠配分方式を継続する。
 - ・臨時的経費について、一定の条件のもと、新たに予算要求を認めるとともに、過去に政策判断済みで経常経費となっていない経費についても、臨時的経費（政策臨時）として要求を行うこと。
 - ・物価高騰、人件費上昇の影響を鑑み、一部経費について最大 3.0 % の増額配分とする。
 - ・年度間で変動の大きい光熱水費は配分外とし、別途査定とする。
 - ・配分内経費は入力や積算の誤りが無いよう、配分額を厳守した要求を行うこと。
- (2) 事業の実施においては、常に「事業の目的・必要性」に対する効果等の検証を行い、その結果を踏まえた事業の統廃合、効率化、経費の削減などの検討を進めること。行政評価の結果や事務事業評価対象事業では、部会の判断を適切に予算要求に反映させること。
- (3) 歳入確保については、補助制度の研究・活用及び税・料金等の課税客体の確実な把握や徴収強化を図りながら、最大限の努力を払うこと。
- (4) ふるさと納税による寄附を含む各基金の活用については、各基金の所管課により定めた活用方針に基づき、積極的に有効活用すること。
- (5) 企業版ふるさと納税制度は、地域再生計画との関連が必要であることから、関連部署と連携して活用を検討すること。
- (6) 予算要求に当たっては、令和 7 年度予算比で増減の大きい経費について、その理由を記載するルールとしたことから、部内での要求内容の確認に活用するなどしながら、各部内におけるマネジメント調整機能を十分発揮すること。また、単に数量・単価等に伴う増額要求や政策要求を行うことなく、常に「最少の経費で最大の効果」をあげるための視点を持ち、既存事業の見直しを積極的に行うとともに、決算における執行残や事業実績を分析し、当初予算に計上すべき金額を精査すること。

- (7) 各部配分額を超過する予算要求は、一切認めない。このため、各部のマネジメントによる部内の予算調整による、配分額内での要求とすること。ただし、業務移管などを想定し、部間での配分額の調整は可能とする。
- (8) 令和8年度予算編成においても、引き続き、市民と行政の相互理解を深めるため、予算編成の情報共有を進めることから、積極的な情報公開を行う。

2 具体的事項

(1) 歳入

国においては、各種税制改正や社会保障の制度改正をはじめとする、様々な制度改正を進めていることから、国庫補助制度等の見直しなどに留意した上で予算要求を行うこと。

① 市税

見積りに当たっては、景気の動向や特に税制改正等を十分勘案し、課税客体を確実に把握した上で見積りを行うこと。また、税負担の公平を期し、収納率の向上、債権の早期回収、滞納整理等、引き続き適切な債権管理に努めること。

② 使用料、手数料、負担金、諸収入

受益者負担の原則や住民負担の公平性確保の観点、他市の状況などを勘案し、料金負担を求めているものや個別に見直しを検討しているもの、減免を設けているものについては、その適確性を検討し、適正な額となるよう検討を進めること。

使用料・手数料については、市税と同様に賦課客体の確実な捕捉・チェック、収納率の向上、収納の強化に努めること。

③ 国庫・道支出金

国庫・道支出金の見積りにあたっては、補助制度の変更などの情報収集を行い、国や道の動向把握に努めること。

また、補助事業については、その実施に伴う市の負担や後年度の補助の有無等も考慮し、必要性や事業効果等について十分検討した上で活用すること。

④ 財産収入

具体的な活用計画がない行政財産の遊休市有地については、早急に普通財産として整理し、売払い等を進めること。

⑤ 市債

財政運営の基本指針に基づき、実質公債費比率を抑制することや事業費の精査、交付税措置のある市債を充当するよう、また年度間調整により、将来負担の平準化・軽減に努めること。

(2) 歳出

令和 8 年度予算は、物価高騰等に伴う経常経費の増大に加えて、資材の値上がり等によるコスト上昇は、建設事業や公共施設の管理にも大きな影響がある。

また、社会保障関係費の増加や、急速に進む D X 事業などへの対応などが見込まれることから、一層の歳出抑制が必要となることに留意すること。

① 政策的事業経費の要求について

政策的事業として内示（政策ランク A・B）を受けたものについては、事業の必要性や積算内容を再度精査の上、要求すること。

「A」「B」ランクともに、内示額が「要求可能上限額」となることから、内示額を上回る要求は認めないとともに、予算査定で減額となる場合があることに留意すること。また、「B」ランクは「条件付き実施可」であり、予算査定で実施の可否について判断を行うものであることに留意すること。

政策判断を要するにも関わらず、予め政策的事業予算要求を行っていないものについては、要求を認めないので留意すること。

② 臨時的経費の要求について

①を除く臨時的な経費で、単年度に限った経常経費のうち 50 万円以上の増額要求については、臨時的経費として新たに要求を認めるものとする。ただし、50 万円以上という理由だけで安易に要求するのではなく、配分枠内での対応を基本とし、現にやむを得ない経費についてのみ、臨時的経費として要求すること。

これとは別に、過去に政策判断済みであるが、経常経費となっていない経費についても、臨時的経費（政策臨時）として新たに要求すること。

③ 配分対象経費の組替えについて

①②を除く経常経費の増額要求については、次の取扱いとする。

- ・ 歳出枠配分予算額内で組み替えて要求すること。
- ・ 組替え可能経費の区分は、各部に配分された「歳出枠配分予算」内の経費とする。したがって、「人件費、扶助費、光熱水費、指定管理料、債務負担、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、特別会計繰出金」は、配分外経費として組替え対象外である。
- ・ 特に、過去に流用や不用額が生じている細節については、必要金額についてよく検討し、流用を要さないように組み替えること。

④ 会計年度任用職員の給与・報酬・手当等の要求は、基本的に職員課により一括して要求するものとする。ただし、特別会計や企業会計、補助事業対象となる会計年度任用職員に関連する要求は、担当課により該当事業において要求することとする。

⑤ 一般会計及び特別会計、並びに企業会計における負担について、一般会計より基準外繰入を行っているものについては、ルールの積極的な見直しを行い、一般財源繰入の圧縮を図ること。

⑥ 様々な不確定要素により、予測が難しい又は、変動が著しい歳出予算については、適宜予算計上し対応するものとする。

⑦ その他（配分予算の取扱い）

- ・ 令和7年度に実施した一件査定により適正な枠配分を確保したことから、令和8年度の枠配分経費について、臨時的経費の要求がなく、令和7年度要求と比較して変動がない（少ない）場合は、枠配分経費を簡易査定とする。ただし、配分枠内での要求事業であっても、要求内容については予め十分精査しておくこと。
- ・ 臨時的経費の要求がある場合は、過去の実績（決算額等）を参考に、配分枠内での対応が可能かなどを検証するため、必要に応じ査定を行う。
- ・ 配分枠内での要求であっても、新規・拡大事業や制度改正を伴う事業などは、必要に応じ査定を行う。
- ・ 基金を所管しない生活環境部、建設部、消防本部に加え、令和8年度は経済部の一部事業を対象に「基金枠」として、まちづくり推進基金から一定額を配分するので、配分額の範囲内で要求すること。